

第28問 譲渡制限株式に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 種類株式発行会社でない株式会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の変更をする株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上であって、当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

イ 株式の譲渡に係る承認手続を経ないで行われた譲渡制限株式の譲渡は、譲渡当事者間においては有効である。

ウ 譲渡制限株式を取得した株式取得者は、株式会社に対して当該譲渡制限株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求するときは、当該株式会社がその承認をしない旨の決定をする場合において、当該株式会社又は指定買取人が当該譲渡制限株式を買い取ることも併せて請求しなければならない。

エ 譲渡制限株式の取得について承認をしない旨の決定をした株式会社が、当該譲渡制限株式の買取りに係る事項を決定し、譲渡等承認請求者に対して当該事項を通知したときであっても、当該譲渡等承認請求者は、当該株式会社の承諾を得ないで、当該株式会社又は指定買取人が当該譲渡制限株式を買い取ることを請求を撤回することができる。

オ 相続により譲渡制限株式を取得した者が株式会社に対して株主名簿の名義書換の請求をするには、当該譲渡制限株式を取得したことについて当該株式会社の承認を受けなければならない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

会社法：04c

第5問

譲渡制限株式

譲渡制限株式に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は考慮しないものとする。

ア 株式会社は、譲渡制限株式の譲渡について承認しない旨を決定し、当該株式を買い取ることとなった場合、一株当たりの純資産額に株式会社が買い取る対象株式の数を乗じて得た額を、譲渡等承認請求者に交付しなければならない。

イ 株主がその有する譲渡制限株式を譲渡担保に供した場合において、当該株式が譲渡担保に供されることについて、株式会社の承認を得ていないときは、当該譲渡制限株式を譲渡担保に供する行為は、当該株式会社に対する関係では効力が生じない。

ウ 種類株式発行会社がある種類の株式の内容として株式の譲渡制限に関する定めを設ける定款の変更をする場合、当該種類株式を取得対価とする定めがある取得請求権付株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において、議決権を行使することができる株主の半数以上であって、当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う決議を経なければならない。

エ 株式会社がその発行する全部の株式の内容として株式の譲渡制限に関する定めを設ける定款の変更をする場合、取締役は、当該定款の変更を決議する株主総会において、当該定款の定めを設けることを必要とする理由を説明しなければならない。

オ 株式会社が、譲渡制限株式の譲渡について承認しない旨を決定し、当該株式を買い取ることとなった場合においては、株式会社のみならず譲渡等承認請求者も、株式会社による買取りの通知があった日から20日以内に、裁判所に対し、売買価格の決定の申立てをすることができる。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ